

新規就農者を支援するための融資制度がスタートします
～「青年等就農資金」で地域の新たな担い手を育成～

国の就農支援制度の刷新により、従来、沖縄県が取り扱っていた就農支援資金(就農施設等資金)が内容を拡充し、今年度から沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)に「青年等就農資金」として移管されました。

これに伴い、沖縄県が農政の推進目標として策定している基本方針に、新たな就農支援制度に関する内容が盛り込まれ、新規就農者を支援する新しい融資制度がスタートします。

また、県内の各市町村においては、本資金の利用に必要となる青年等就農計画(新制度)の認定のための体制整備を進めてまいりました。

本資金は、無利子、実質無担保・無保証人で新たに就農を希望する者が研修を受けた後に就農する場合のほか、法人の従業員が独立する場合や後継者が異なる農業部門を独立して開業する場合、第三者である新規就農者が事業を継承する場合など、様々な場面でご利用いただけます。

沖縄公庫は本融資制度を通じて、関係機関と連携しながら就農者の育成・定着を支援してまいります。

《ポイント》

○融資対象に法人を追加するなど、制度拡充

青年等就農資金は従来の就農支援資金に比べ、以下のとおり利便性が向上しています。

- ①貸付対象者に法人を追加
- ②農業経営開始後であっても青年等就農計画の申請及び借入が可能
- ③長期運転資金の借入対象時期を初年度のみから 5 年間の計画期間中に拡大
- ④実質無担保・無保証人 など

[問合せ先]

融資第三部農林漁業融資班(担当:新城) TEL 098 (941) 1840

○青年等就農資金の概要(※下線が主な拡充部分)

	青年等就農資金(新制度)	就農支援資金(旧制度)
ご利用いただける方	<p>新たに農業経営を営もうとする青年等(※)であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者</p> <p>(※)青年:原則として18歳以上<u>45歳未満</u>、 知識・技能を有する者:<u>65歳未満</u> <u>上記のものが役員</u>の過半を占める法人</p> <p>(※)農業経営を開始してから一定期間(<u>5年間</u>)以内のものを含み、<u>認定農業者を除く</u></p>	<p>新たに農業経営を営もうとする青年等(※)であって都道府県から就農計画の認定を受けた認定就農者</p> <p>(※)青年:15歳以上30歳未満(特認40歳未満) 知識・技能を有する者:<u>55歳未満</u>(特認65歳未満)</p>
資金使途	<p>施設、機械の取得等(農地の取得は除く) 長期運転資金(<u>計画期間中を</u>対象)</p>	<p>施設、機械の取得等(農地の取得は除く) 長期運転資金(初年度のみ対象)</p>
融資限度額	<u>3,700万円</u>	<p>青年:3,700万円 知識・技能を有する者:2,700万円</p>
借入期間	12年以内(うち据置5年以内)	12年以内(うち据置5年以内)
利率	無利子	無利子
担保・保証人	実質無担保・無保証人	都道府県農業信用基金協会による保証